

大正デモクラシーと山川均

——大山郁夫・吉野作造批判を中心として——

住 恒 治

谷

治

はしがき

デモクラシー Democracy(英)、Democratie(仏)、Demokratie(獨)は、いま民主主義という言葉が最も一般化し、すでに確定的であるかの印象を与えている。しかし、この言葉がデモクラシーの真義を正確に伝えた適語であるかどうか、どういとは憲法学者、政治学者の間では、なお疑問を残しており、例えば佐々木惣一博士の「ときには敗戦後の『日本憲法論』のなかで共主主義という文字を用い、田畠忍教授は『日本憲法序説』および『憲法学』のなかで民和主義と呼んでいた。明治以来自由民権運動を経てデモクラシーという言葉は更にさまざまの言葉において紹介され、説述されたのである。幕末の坂本龍馬の政治思想を伝えたものとされている『藩論』(明治元年版)は普通選挙と民選議院の方式を述べているもので、「各々望み処ノ人名ヲ過メシムルコト世俗入札ノ式ヲ用テ衆人徳望ノ拂スル人物ヲ選ムヘシ」として政治は「入札」すなわちいまいう投票、公選の方式で政治に当らしめようとしたのである。

明治政府は、事実絶対主義の性質をもつものであるが(五ヶ条誓文と政体書)、「万能公論」とか「輿論公議」という言葉を使用した。その真義は「列侯会議」の意味にすぎないけれど何か封建制より近代への過渡的な空氣を感じさせる言葉である。神田孝平は慶応四年の四月に「総代会議」という言葉を用いたり、「入札ノ法」を説いて、制限選舉ではあるが江戸市中総代は市民が選出すべきことを提案した。加藤弘之は文久元年の「國章」で「万民同權」、「万民同治」を唱え、明治二年「立憲政体略」には、「万民共存」、「上下同治」、「万民同治」を論じ、大久保利通は明治八年の伊藤博文への書簡の中で「民主政體」という言葉を「君主政體」という言葉と対置している。中根重一は明治十六年アルンチヨリの「政治學」の訳書に「民主政」、「民主政体」、「民主政黨」の語を用い、馬場辰猪はデモクラシーをば「民意」

政治」と呼んでいるし、徳富蘆峰や幸徳秋水は「平民主義」という言葉をさかんに使っているが、平民主義という言葉は蘆峰の創めたものであることを蘆峰のみからある公開の席で私の質問にたいてい確答した。蘆峰の弟子人見一太郎は明治二十二年にブライスの著書を「平民政論」の表題のもとに公刊した。酒井雄三郎は名著「排幽學論」のなかで「民主政治」を論じ、酒井に排撃された都筑馨六博士はデモクラシーを「民政」と呼んだ。

小野塚喜平博士の「政治学大綱」(上下、明治三十六年)は日本に科学としての政治学の樹立を示したといわれるが、デモクラシー政治を「衆民政論」、その政策を「衆民政策」、その趨勢をば「衆民的方針」といた。吉野作造博士は「民主主義」という言葉を使用したがそれは特殊の意味をもつてゐることは本論のとおりである。民本主義は大正初期に上杉真吉博士が評論家原草山の著述らしい。新渡戸稟造博士は「平等論」、「公平主義」、「民衆政治」などをデモクラシーにあてている。このように數えあげるとまだいろいろの言葉が使用されているに違ひないが、ここでは一応「民主主義」というように理解し、吉野作造博士の「民本主義」なるものが大正デモクラシーとしていかなる意義をもつていたか、山川均氏がそれをどのように解剖し批判したかを主として述べて大正デモクラシーの一斑を考えてみたいと思う。

わが國におけるデモクラシー論史を語るものは、ほとんど吉野作造博士の大正五年一月の「中央公論」誌上に発表した憲政論――「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」並びに大正七年一月の「中央公論」誌上に公にされた「民本主義の意義を説いて再

び憲政有終の美を済すの途を論ず」という二つの論文を掲げる。それが大正デモクラシーの基本的文献であることには違いないであるけれども、思想史的には、明治二十五年における酒井雄三郎氏の「排曲学論」および明治三十六年小野塚喜平次博士の「政治学大綱」におけるデモクラシー論を無視することは許されない。また大正デモクラシー論においては佐々木惣一博士の「立憲非立憲」（大正七年）の意義を高く評価すべきであろう。しかし大正デモクラシーがジャーナリズムに脚光を浴びて登場したさいには吉野作造、大山郁夫、福田徳三、室伏高信、北玲吉、長谷川万次郎諸氏の評論が著しく影響力があったと思われる。そしてそれらのデモクラシーが一論におけるいわゆるチャンピヨンはそれぞれの理論的な哲学的な立場において論述し主張し、大正デモクラシーはこの意味からしてすこぶる多彩を極めたものであるが、そうしたデモクラシー論のチャンピヨンの主張が大正初期に殆んど当然の正論として大体において承認されているかの印象を受けたとき、突如として山川氏がそれら学者・評論家のデモクラシー論の内容がそれぞれ誤謬や矛盾や偏見に満ちたものとして、社会主義の立場から駁論したことは評壇において一つの清涼剤のごとき感を与えた。山川氏は大正六年二月にまことに有名な「中央公論」の論文を、さらに同年に北玲吉、室伏高信両氏のデモクラシー論を痛烈に批判した。大正六年といえば山川氏三十七歳（一八八〇年生、大正六年は一九一七年）のときのことである。山川氏の批判を詳細に紹介することはこの短文によつては不可能のことではあるが、その一斑をもって全貌を窺うことができれば幸いである。彼はまず大山氏のデモクラシー理論の批判に立った。

(A) 大山氏の「國家生活と共同生活」（「新小説」大正六年二月）におけるデモクラシー論の哲学的基礎について批判してい。

大山氏は一般的「部分あっての全体あり、全体あって部分あり」という論者に比べると、社会的事実を其の有りの儘に見ることにおいて遙かに直摯、遙かに大胆であり、個人主義と国家主義とは調和し一致すべきものであるといふ（全体主義）論者は異つて「國家は見方に依つては統一せる單一体であるが、見方に依つては幾多の闘争群より成れる複合体である」と言つてゐるのはよろしい。個人と國家との間にこのような矛盾のあることを承認し、「自然界は合理の世界であつて、人間界は此合理を絶した不合理の行われる世界である。仮令ば、不適者の種が社会から絶滅されるに任すのは生物学上の合理であるが、社会風教の必要は、是等の不適者をも保護するの不合理を要求する。生物的必要は自然の合理なるが如く合理であるが、その結果は闘争性を産み、野蛮時代の生存競争となり開化時代の個人主義となつた。そして人間の心靈的必要は社交性を産み、遠き昔の石器時代より現今の科学的文明時代に至るまで、種族、部落、民族、國家の如き共同生活團体の結束力となつたものである。山川氏は大山理論の前提を分析して、このような大山氏の哲学は、自然界の合理に対し人間界の不合理を打克たしめるように、人間社会における倫理的要素である心靈的必要をして、力の關係たる生物的必要に打克たしめることを吾々に要求する。したがつて大山氏に従えば、國家なる統一的單体としての面目及び勢力を維持する所以は……概括して言ふ時は、(一)同類意識及び、(二)共同利害觀念、というこの二大綱目を要約することができる。この二大綱目の上に、大山氏は民主主義を展開しているように見える、とい

う。そして大山氏の見解——「眞の举国一致は国民の共同利害の痛切なる意識より生ずるものであつて、共同利害の痛切なる意識は國民が參政権の普及に依つて國家經營上の共同責任を負担した後に出てくるものであることを信じ、敢て国家の生物的必要の下位に置き、少くとも内政の範囲内に於て力の関係を倫理的関係に服属せしむべきことを主張し、同時に反動的政治思想家に抗争せんとするものである」——というのを引用し、この政治哲学に根拠する大山氏のデモクラシー論の性格の批判を展開する。山川氏の鋭さは、大山氏のこの举国一致論を捉え、「常に官僚主義者の為めに、屢々濫用し悪用せられて居る举国一致論をもつて、すなわちこの敵（官僚政治家）の城壁の上にデモクラシーを打建てられた其の武者振りを壯とするものである」とし、一応、大山氏の举国一致論の政治論的意義を指摘し、つづいて大山氏がその举国一致論より導き出したデモクラシーの危険性を批判したことにある。まことに鮮かであるといえよう。「大山氏に従へば、労働者若くは社会主義者が予備的施設として要求して居る工場法、労働者傷害賠償法、労働者保険法、養老年金法の如きは、人類社会が生物的必要以外に、猶ほ心靈的必要の衝動に刺戟せられて進み來つた道程を標識する一里塚であるし、普通選挙制の採用の如きも、政治界に於ける不平等の平等化の事実の一端であつて、國家の進歩向上的標識となるものである。……そしてさらに大山氏によれば国家は人間の社会生活の一形相であり、人間の社会生活に尚ほ将来の進歩が約束せられて居るとすれば、それは或る國土と或る國土とが生物的必要の関係の上に立つ現在の國際關係を超越したものでなくてはならない。」單に人間社会生活の一形相であるにすぎない国家は、進んで「超国家的の社会生活を暗

示する」ということになるとして、皮肉的批判をしている（「社会主義の立場から」六頁——七頁）。

ではさらに入間の社会生活を生物的必要と心靈的必要との二元に分った大山哲学から割出された举国一致とデモクラシーとの間に何果して如何なる関係があるか。「大山氏は举国一致の上にデモクラシーを建て國民の共同利害の痛切なる意圖の上に举国一致を建てようとする。所が大山氏に従へば、同類意識及び共同利害觀念の二大綱の中でも、同類意識は共同利害觀念よりも、多くの場合に於ては心靈的必要の衝動に迫らるることが多い為め、團結生存の基礎として遙かに頼母しいものである。即ち血統上の同類意識の上に立つ民族や、信仰上の同類意識の上に立つ教會の結合力は、単に物質的共同利害觀念の下に糾合せられた職業組合や國際聯盟よりも遙かに強靭である」と。大山氏の理論それ自身の結論が反動性に共通する危険性を含むものとして、血統上の同類意識と、信仰上の同類意識という点を摘出し、対照せしめたことは山川氏の眼光の鋭さを示すものである。というのはそれこそは大山デモクラシー理論の矛盾と破綻とを明示することになるからである。どうしてであるか。「大山氏に従へば、日本は共同利害觀念以上に頼母しき、共同利害觀念以上に強靭な、共同利害觀念以上により心靈的衝動に迫られる事の多いより高尚なる同類意識の十分を持合せて居るではないか。」大山デモクラシーの理論としての危険性は、「大山氏が抗争を宣言せられている反動的政治思想家こそは、疾くの昔に大和民族の同類意識を強調して、其の上に举国一致を安置して居るではないか。彼等は物質的利害觀念に依つて勤めて居る政党者流の要求を排して、共同利害觀念に勤いでいる民衆労働者の主張を卻けて、敢然として此の同

類意識を基礎とする举国一致を強要して居るではないか！」（同書九頁）と、大山理論が举国一致や同類意識の強靭性を採りあげたことは、大山氏の進歩的なよき意図をもって立ち向わんとしている敵の反動政治思想が常識的に本能的に言ひはやし米った考え方と共通・一致してしまうではないか。大山理論は、グラついている敵か。山川氏はこう指摘しているのである。「大山氏のデモクラシーの基礎は此の一事が既にグラついて居る。大山氏がデモクラシーの基礎を、所謂生物的必要の上に求めないで、所謂心靈的必要の上に置いたのは、折角堅固な首石を乗せて、態々デモクラシーを砂の上に建て替へられたものである」（同書、一〇頁）といふ。まことに尤もな、なかなか辛辣の批判であるといわねばなるまい。

山川氏はさらに大山理論に追求の手をゆるめないでいう。「斯くて、大山氏がデモクラシーの基礎として選ばれたる『共同利害觀念の痛切なる意識』の上に立つ举国一致は、大山氏に従へば共同利害觀念以上に心靈的である所の、他の結束力の上に立つ举国一致と相衝突してグラついて居るではないか。此の意味に於て、民主主義者の举国一致論よりも、頭から共同利害觀念などを無視して掛つて居る『反動政治思想家』の举国一致論の方が、一層遙かに徹底して居るのではないか」（同書、十四頁）と猛烈なことを言つて居る。まことに山川氏の批判は整然たる論理で貫して居るのである。「共同利害觀念を基礎とする举国一致論と、举国一致論の上に立つデモクラシーとは、勢い国家は其内に何等の著しい利害関係の分裂のない、渾然たる一個の共同生活体であるという予想の上に立たなければならぬ。然るに国家が必ずしも『簡単純一なる単体』でないことと、其内部の階級と階級との物質的利害の衝突の存することと、従つて

また世界觀乃至文明觀の相異の在ることとは、大山氏の認容せられる所である。唯だ大山氏に従えば、是等の矛盾に打勝つて『國家統一力』が完全に維持せられるのは、同類意識及び共同利害觀念を以て分子の主張、要求、行動を制駆、拘束、緩和して行くからである。けれども国家の内部に起つて居る階級と階級との分裂対立そのものが、即ち共同利害觀念そのものの結果ではないか。共同利害觀念の痛切なる意識として茲に階級的自覺が起り、階級的闘争が起つて居るとしたならば、大山氏は如何なる『共同利害觀念』を何處から呼び米つて之を統一しようと云うのであるか」（同書、十三頁）。まことにその通りで、大山理論はその中に含む矛盾を明確に指摘されたといえよう。

一步譲つて山川氏はいう。「或は大山氏は、階級的利害よりもモット大きな、そして強烈な共同利害觀念がある、そして之によつて利害の相反した階級をも統一し得ると云はれたかも知れない。けれども此場合に於ては、分裂と闘争に導く力も、また是等の分子を結合し統一する力も、共に均しく共同利害觀念ではないか。均しく共同利害觀念であるとすれば、特に其の一つを心靈的必要であり倫理關係であるとする理由は何處にあるか。そして他の一つを生物的必要であり力の關係であるとして、当然前者に隸属すべきものと独断する理由は何處にあるか」（同書、一五頁）と条理をつくしてつめよつて居る。大山氏もこれには弁駁が困難であろう。その虚を突いた山川氏の結論は猛烈を極めている。

「大山氏が同類意識及び共同利害觀念を以て分子の主張、要求、行動を制駆、拘束、緩和し、全体の幸福のために生物的必要を心靈的必要の下位に置くと主張する時に、生物的必要を心靈的必要の下

位に置くということは、換言すれば一つの利害関係を他の利害関係

の立場から」(二五頁)と。

吉野博士のデモクラシー論は大正デモクラシー論の白眉であるのみでなく、恐らくわが国のデモクラシー思想史上の最も重要な文献であろう。その第一は大正五年一月の「中央公論」誌上に、その第二は大正七年一月の「中央公論」誌上に公刊された。山川氏の批判の対象となつたものはその第二の論文である。というのは、この第二論文は、吉野博士自身が第一の論文を書いた「当時は思想も熱せず、且つ勿卒の間に轟を起したものであつて、今日より見れば固より憤らぬ節の甚だ多いことを認めたものであり、この第二の論は「更に精思攻究をつづけ」「自ら退いて最も細密の工夫を遂げ」た結果であるという論文であるがためである。同時に山川氏の批判もまた吉野デモクラシーの「正体を明かにすべき、今は絶好の機会である」と意気込んだところの批判であつた。では吉野デモクラシ一論は山川氏によって如何に分析され批判されたであろうか。

(註) 吉野博士は「民主主義」という文字を如何に考へて使用したか。その第一論文に「憲政の精神的根柢は民主主義」という一節にこのように書いている。「民主主義」という文字は、日本語としては極めて新しい用例である。從来は民主主義といふ語を以て普通に叫へられて居つたようだ。時としては又民主主義とか、平民政義とか呼ばれたこともある。然し民主主義といへば、社会民主党などという場合に於けるが如く「國家の主権は人民にあり」という危険なる学説と混同され易い。又平民政義といへば、平民と貴族とを対立せしめ、貴族を敵にして平民に味方するの意味に誤解せらるゝ恐れがある。限り国民主義の文字だけは以上の如き欠点はないけれども、民衆を「重んずる」という意味があはれない嫌がある。我々が視て以て憲政の根柢と為すところのものは、政府上一般民衆を尊重し、其間に階級上の別を立てず、而かも國体の君主制たると共和制たるとを問はず、普く通用する所の主義たるが故に、民主主義といふ比較的新しい用語が一番適当であるかと思う」(「中央公論」大正五年一月

二

(B) 吉野作造博士の「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」(大正七年一月)のデモクラシー論の批判は、

山川氏によつて大正七年三月、「民本主義の煩悶」なる題名のもとに公刊された。山川氏は吉野作造博士批判にさいして、その冒頭に次ぎの警句をもつて開始した。「空氣は之を圧搾すれば液体となる如く、民主主義は之を圧迫すれば民本主義となる」(「社会主義

（三七一三八頁）吉野博士は「西洋では此觀念を表すに、デモクラシーの文字を以てして居る。民本主義は即ち此語の譯説である」（同、三八頁）。とつてゐるが思ふに山川氏の、吉野博士の唱える「民本主義」にたいする批判は、要するに「民本主義」というデモクラシーは、眞のデモクラシーに値しない矛盾と曖昧の急後しかないことを明かにしたものといえよう。大正デモクラシーは、「民本主義の煩悶」といふ歴史的な、特殊的な姿を採つて出現したというわけである。

幾百年間の屈從に馴らされた人民の心理の「物理的法則」によつて、民主主義は民本主義となつた。山川氏はいふ。「如何なる政治学者の、如何なる理論によつて着色されようとも、歴史的に見れば民本主義という用語が、民主主義に対する國体論上の要望に応する保護色として、一部の政論家によつて用いられたことは否むことのできない事実である。そして斯くの如き歴史的の意義をもつた民本主義という言葉を拾い上げて、是に政治史と政治学上の支柱を与へたものは吉野作造博士である」といつて、前述のような一定の根拠から吉野博士第二の論文を批判の対象とした。

「吉野博士によると、デモクラシーという一語の中には、『主権の所在に関する説明』としてのデモクラシーと、『主権運用の方法に関する説明』としてのデモクラシーとの二つの意義が含まれて居る。更に直截に云へば、主権は主君に在るか人民に在るかということと、其主権が何人によつて如何によつて運用せられるか、ということである。そして第一の意味に於てのデモクラシーは、主権は人民にありと説明する。『人民の、人民によつての、人民のための政治』というリンコルンの定義を當録めれば、第一の意味でのデモクラシーは人民の政治を主張—吉野氏に従へば説明—するものであつて、第二の意味でのデモクラシーは、人民に依つて運用せられ、人民の

ために運用せられる政治の主張—乃至は説明—である。そしてデモクラシーという言葉によつて表はされる此二つの意味は、博士に従へば何等の必然的の関係もない『明白に異りたる二つの概念』である。そこで科学的精密の要求に従つて、第一の意味に於いてのデモクラシーを民主主義と名づけ、第二の意味に於いてのデモクラシーを民本主義と名づけられた』（同書、二七一三八頁）と。山川氏の批判の措辞は皮肉であるが、前提の分析は極めて明快であり、この冒頭の分析のうちに吉野デモクラシーの理論的矛盾も、曖昧もつづいて指摘し展開しうるような、伏線的意義があるといえよう。

リンコルンの *Government of the people, by the people, for the people* とじう定義のうちにには明らかに民主民本の両觀念を包含しているのであるから、民主國の人民にとつては「予は民本主義者であつて、民主主義者ではない」と弁明する必要がない。民主國の人民にとつては、民主主義の一個の分つ可らざる全一の觀念であった。ところが「仁德天皇の昔から民本主義の行はれて居る等の日本に這入つてくると、茲に初めて吉野博士の如き科学的政治学者の前後二ヶ年間の『精思攻究』と『細密の工夫』とを頗はして、全然何等の関係もない二つの觀念として、二つの術語によつて書い表はすの必要に迫られたのである」とはつて辛辣な皮肉によつて、「庄搾される液体」の歴史的姿を明るい分析の電燈によつて照耀する。山川批判によれば、「斯くてデモクラシーは、主権の所在に關する民主主義と、主権の運用に關する民本主義との、二つの主義となつた」。然るに吉野博士に従へば、日本の憲法は明白に、天皇主権説を取るものであるから、固より民主主義を容るべき余地はない（第一論文の所説）、と論じてゐるのであるから吉野科学的政治学は

「現行憲法に照して真理と否との検定をするものである」と軽く揶揄している。そして次ぎのように決定的な批判をする。「人民が最終の主権者であることを認めない『人民によつて、人民のための政治』なるものは、君主から人民に与へられたる恩恵的の善政としてはあり得るが、人民の主張としてはあり得ないものである。何故ならば『人民によつての、人民のための政治』を、人民自から主張し、人民自から要求することは、政治の最終目的を決定する最終の権利が、人民に在ることを前提として初めてあり得ることだからである」と。まことに明快な批判であり論理的な所論であるといえよう。

「従つて主権の運用に関する民本的の主張は、主権の所在に関する民主的の解釈を土台として初めて成り立つものである。玆に於てか、民本主義は進んで主権論に触れるか、退いて一片の善政主義に終らなければならない羽目に立つて居る。言葉を換へて言へば、人民の主張としての民本主義は、畢竟民主主義に到達するものである。」（同書、三三頁）と。よく吉野民本主義||デモクラシーの矛盾を指摘しているといえよう。

つぎに、デモクラシーをば民主・民本の二つの観念において理解する吉野デモクラシーにおいて、デモクラシーの主張が、言いかえれば民本主義の主張が、参政権の主張となつてゐるということによつてその吉野理論的本質が示されている。

「吉野博士は、デモクラシーを主権の所在に関する説明たる民主主義と、主権の運用に関する説明たる民本主義との二つに分類し、前者を棄てて後者を主張せられると同時に、主権の運用に関する民本主義そのもの、其二つの内容として、主権運用の目的に関する主張と、此目的を達すべき主権運用の方法との二つの要素を包含して、

いることを述べた」が、「民本主義の二つの内容として挙げられた要素こそ、それが却つて吉野博士の科学的政治学の純潔に累いするものであった」という。何故ならば「主権運用の目的は、人民によっての、人民のための政治にあり」ということが、人民自からの主張となるには、政治の最終決定権が人民にありといふ前提を認めなければならぬ。民本主義は民主主義に到らねばならぬからである。」（同書、三三頁）と。

吉野博士における主権の運用ということは「一つは主権の運用によって達せんとする目的に関する或る主義であり、他は政治の目的を最も有効に達し得べき主権運用の方法に関する或る主義である」。「前者は政治の実質的目的に関する主義であり、後者は政治の形式的組織に関する主義である」。そして博士によれば近代政治に必要なことは「一般人民の自由をば少數者の抑圧から解放する」とことであり、従つて「個人自由の尊重」は實に民本主義の要求する政治の実質的目的である。その個人の自由といふ考を抽象的の境界から実質的の境界に引御せば「最大多数の自由幸福を図る」という事になる」。「ここにおいてか『最大多数の自由幸福』はやがて民本主義の主張する政治の実質的目的となつたのである」と解説的な批判する「斯くてデモクラシーは民本主義となり、民本主義は更に『自由を主張する』『政治上の原則』とまで成り果てた」という。という意味は、自由を主張するの政治主義は、吉野博士の承認するように「之を絶対の原則なりと考るならば、ここに始めて所謂民本主義は結局に於いて遂に民主主義に落ち行かざるを得ないことになる」から、民主主義に落ち行かざる民主主義の限度にとどめるといふことになる。

それは「相対的の価値のみを有する政治主義となつた」わけであり、「民主主義と名づける悪友と手を切つて」、「民本主義は、ただ主権運用の目的に関する主張、即ち『最大多数の自由と幸福』の主張において、その生命を保ち」、「不純な悪友を民本主義から絶縁」することによって、自由を主張する政治上の原則となつてしまつたというのである。

つぎに右の「政治の目的を最も有効に達し得べき政権運用の方法に関する民本主義」、云い換えれば「政治の形式的組織に関する民本主義」についてみると、政治の目的についての民本主義は絶対の原則ではなく、ただ政治の目的を最も有効に達すべき方法についての民本主義である。というのは「吉野博士に従へば、個人自由主義の反立である国家主義の勃興の結果として、個人自由は最早や絶対の原則ではなくて、国家主義と同等若くは其れ以下の相対的価値をしか持たない相対的の原則となつた」からである。そういう相対的目的、政治の目的を最も有効に達すべき手段、即ち政治の形式は何であるかといえば「吉野博士は言下にそれは民意の尊重であり、そして民意の尊重を体现する方法は參政権の拡張であると答へられる」（同書、三九頁）。そして博士は、「政権の選用に関するは、終局に於て民意を尊重せざるべからず、民意尊重の原則の上に政治の制度を建てなければならない」という主義があらはれて来る」と。そして吉野博士によれば「之が即ち純なる民本主義である、また此最後の意味での民本主義が、唯一の絶対の価値ある政治上の原則であるということになる。しかし山川批判によると、「吉野博士によれば、政治学とは人間の政治生活の原則を論定する學問ではなくて、現行憲法を永久既定の事實として其處から出發するものである。故に科学的政治学は國家組織に対しても無論のこと、現行憲法に対しても寸毫の疑いを挿んではならない。現行憲法に反したる政治生活を考へることすらも、許すべからざる科学的政治学の異端である。これが吉野政治学理論におけるデモクラシー＝民本主義であるから

ある」から、民本主義が吉野博士によって、唯一絶対的の価値ある政治上の原則であるといわれたとしても、「この絶対的という言葉を、絶対的の意味に誤解してはならない」と皮肉を交えつつ、「民意の尊重－民本主義－が絶対的の原則であるのは、それが國家主義にも貴族主義にも、政策遂行の最も便利な手段である場合のことであつて、例へば或る国では官僚主義の遂行の上に民意の尊重を不便とする場合があったとしたならば、少くとも其國に於ては、民本主義は民意の尊重を政治上の絶対的原則として主張するの権利はない筈である。民意の尊重は為政者の便宜上、上から与へられるものであつて、下から要求し主張すべきものではない。従つて民意の尊重を実現すべき參政権の拡張も、与えらるべきものであつて主張すべき筈のものではない」（同書、四〇頁）ということになる。山川氏の辯論は皮肉はあるが、批判の論理は焦点を外れていない。これによつて、吉野デモクラシー論は、「主権の所在に関する説明」たる民主主義と手を切つて、「主権運用の方法に関する説明」たる民本主義になつてから、遂に選挙権の拡張、而もそれは人民の当然の要求としてではなく、為政者が其國家主義乃至は軍國主義的政策の遂行に最も便宜と認めた時に、政府案として提出せられる意味での選挙権の拡張に変化するまでの経路を知ることができた。

かくて、山川氏の分析と批判によれば、「絶対的の価値に於ける吉野氏の民本主義は、第一、絶対的の原則でないと、第二、人民の当然の権利としての主張ではないことを記憶しなければならぬ。」（同書、四一頁）そして「吉野博士は、氏の所謂民本主義の要塞を敵の襲撃から防禦するために、先ず民主主義との間に鉄条網を張った。それでも尚ほ安全でないことを見た博士は、次には政治の目的に関する民本主義との間に塹壕を堀つた。そして最後にデモクラシーの代りに選挙権拡張の旗印を立てた。而も其参政権の拡張は人民の当然の権利としての主張又は要求ではなくて、主権者が其の把握する政治の目的を最も容易に遂行し得べき方便としての参政権賦与である。何故ならば、人民の参政権要求の権利を認めるとは、やがて人民に主権運用の目的、即ち政治の目的を決定するの権利を認めることとなり、主権運用の目的を決定する最終の権威を人民に置くことは、やがて主権の所在を人民に置くことである。斯くて選挙権拡張論の民本主義は、主権の所在に因する民本主義にまで逆戻りするからである。主権論は科学的政治学の鬼門でめることを忘れてはならぬ」（同書、四二頁）。まことに辛辣を極めた批判的論理の展開であり、これによつて大正デモクラシーの花形としての吉野民本主義のデモクラシーの本質とその理論としての矛盾と曖昧は明るみに摘出せられたわけであり、山川氏が大正デモクラシー論の波濤のうちにあって立つた批判的意義を窺い知ることができる。

山川氏の吉野博士批判はなお詳細なものであるが、最後に、「一、二痛烈な皮肉と揶揄とを擱げて、當時の論壇の姿の一斑をみよう。吉野博士が「君主は其行する法律上の地位を軽々しく利用せず、大抵のことは人民に任せて置くといふ所に、一種の趣きがある……」という一節を引用し、「民本主義とは即ち此の趣きを玩味する風流の一種である。校長は校則によつて何時でも生徒を処罰し、生徒を強

制することができないのではない。そして実際頗々やるのである。ただ斯くの如くすることが、学校政治の上に得策でない時にだけやらないのである。そして之が吉野博士の民本主義である」（同書、四四一四五頁）、と。また、「吉野博士は、政治の目的に関する民本主義が政治の組織に関する民本主義に変化した経路を語られて居るが、然らば民本主義が何故に民本主義に變つたかに就いては、日本憲法は民主主義を容るの余地なしということの外に、博士は何等の説明をも与へられて居ない。けれども、民本主義が何故に民本主義に變つたかは、第一の民本主義が何故に第二の民本主義に變つたかよりも、一層根本的にして一層重大なる問題である。博士は一頭の豚を指して、之れ一匹の豚ではなくて肉と脂肪との、何等の関係なき二つの観念である。脂肪は日本人の貧弱なる胃腸に適せざるが故に豚に非ずという類である。何ぞ知らん、豚の特色は却て博士の棄てられた脂肪にある。」（同書、四七頁）。博士の避けた主権の所在の問題こそ、民本主義の、デモクラシーの特色が懸つてゐるのである。

（附記）大正デモクラシーの特質を知るために、さらに寄伏高信、北崎吉、福田徳三、佐々木惣一、長谷川萬次郎諸氏のデモクラシー論を述べねばならぬのであるが、ここでは、そのうち、とくに論調の注目的となつたと思惟される大山徹夫、吉野作造兩氏の見解とこれに対する山川氏の批判の大要を讀つて、大正デモクラシー論を讀みたにすぎない。なお山川氏のデモクラシーの法的見解ともいづべきものは、もちろんアーロン・デモクラシーとも呼ばれるべきものであり、これについては、山川氏がカーネギーのデモクラシー論が「ロジヤ革命の理論と実践に対して、如何に応用的であるかを指摘した」論に就して見る必要がある。山川均著「敵隊を掃除して」がそれであるが、わたくしはこれについて同志社大学の「キリスト教社会問題研究会」の「山川均と大正デモクラシー」を中心としたシンポジウムのさい、その大要についても紹介した。紙幅の都合上、これらのすべては他日に譲ることとする。